

## 住宅管理者による住宅扶助費等の代理受領制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という）による住宅扶助（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による住宅支援給付を含む。以下「住宅扶助」という。）を受けている被保護者が、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号）の規定により入居承認を受けている場合において、公営住宅家賃の取扱いについて（平成18年3月31日国住総第212号）に基づき、生活保護の適正な運用を図るために行われる住宅扶助費等の代理受領に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 代理受領の対象者は、西宮市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が代理受領制度の適用を必要と認めた者とする。

### (代理人)

第3条 代理人は、西宮市長（以下「住宅管理者」という）とする。

### (代理受領の手続)

第4条 住宅管理者が住宅扶助費等を代理受領する場合は、次の手続によるものとする。

- 1 住宅管理者及び福祉事務所長は、被保護者に対して代理受領制度について説明を行う。
- 2 福祉事務所長は、代理受領制度の適用を必要と認めたとき、その旨を代理受領関係連絡票（様式第1号）により住宅管理者に通知する。
- 3 福祉事務所長は、生活保護費の支給にあたり、代理受領制度の対象者に係る住宅扶助費等を住宅管理者の指定口座へ振り込むとともに、代理受領制度の対象者一覧表を住宅管理者へ送付する。
- 4 住宅管理者は、代理受領制度の対象者に係る住宅扶助費等を受領したとき、その受領した額を住宅使用料及び共益費として納付する。
- 5 住宅管理者は、納付した市営住宅家賃領収書を代理受領制度の対象者へ送付する。

### (保護の廃止又は停止等の場合)

第5条 福祉事務所長は、代理受領制度の対象者に対し、法による保護を廃止若しくは停止したとき又は当該停止の解除等をしたときには、速やかにその旨を代理受領関係連絡票（様式第1号）により住宅管理者に通知する。この場合において、法による保護の停止が解除されたこと等により再び住宅扶助費等が支給されるとき、福祉事務所長は、当該対象者に告知した上で代理受領を開始する。

(過誤払金の処理)

第6条 住宅扶助費等の過誤払いが生じた場合には、次の手続きにより還付するものとする。

- 1 福祉事務所長は、家賃等について住宅扶助費等の過誤払いを発見した場合には、住宅管理者に対しその旨を代理受領関係連絡票（様式第1号）により通知する。
- 2 住宅管理者は、福祉事務所長から通知を受けたときは、すみやかに還付を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は健康福祉局、都市局で協議のうえ別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年6月13日より施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年3月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日より施行する。